

＜神奈川県障害福祉課所管 障害福祉施設等整備関係＞

地方公共団体の場合

補助金等に係る財産処分等について

県の補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（不動産、機械及び器具等）について、処分の制限期間内に、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄するという処分（以下「財産処分」という。）を行おうとする場合には「補助金の交付等に関する規則」第17条に基づき、事前に、知事の承認を受ける必要があります。

また、国庫補助金等とあわせて県補助金等が交付されている場合、県は、国の承認等を確認後、承認等を行うこととなりますが、国への申請後、承認を得るまでに、6か月以上かかった事例がありました。

【参考：厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分の承認基準（概要）】

財産処分の承認基準について（概要）

＜九州厚生局HP掲載資料＞

※詳細は、九州厚生局HP参照

ホーム > 業務内容

> 健康福祉課

> 地方厚生局に委任された補助金の交付等に関する業務

> 厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準

地方公共団体の場合

- A (1) 10年経過後の転用、無償譲渡等
- (2) 合併市町村基本計画に基づく10年経過前の転用、無償譲渡等
- (3) 災害等による取壊し等

- 国庫納付不要
- 報告によるみなし承認（包括的承認制）

- B (1) 10年経過前の転用、無償譲渡等
- (2) 有償譲渡等

- 国庫納付を条件に承認

【納付金の額】

- ① 10年経過後の有償譲渡等

譲渡額	×	$\frac{\text{国庫補助額}}{\text{総事業費}}$
※ ②の額を上限額とする。		
- ② 10年経過前の転用、無償譲渡、有償譲渡等

国庫補助額	×	$\frac{\text{残存年数}}{\text{処分制限期間}}$
-------	---	-------------------------------------

- (注1) 地域再生法に基づく認定地域再生計画に係る財産処分については、手続不要。
- (注2) A (1) (2)、B ①の財産処分は、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの地方公共団体の判断の下に行われるもの。
- (注3) 10年経過前でも、次の場合は、国庫納付不要。
 - ・市町村合併、地域再生等に伴う転用、無償譲渡等（個別に認めた場合）
 - ・同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡等
 - ・やむを得ない取壊し等
- (注4) 10年経過前の有償譲渡等でも、次の場合は、①の算定式を使用。
 - ・市町村合併、地域再生等に伴う場合（個別に認めたもの）
 - ・同一事業を10年以上継続する場合

財産処分を行おうとする場合には、地域の福祉サービスの提供、施設等の利用者等への配慮が十分行われていること等、障害福祉行政施策の円滑な実施に支障が生じるものではないこと等をあらかじめ確認の上、できる限り早期に、必ず交付決定通知又は裏面に記載の問い合わせ先に事前相談を行ってください。

また、補助を受けて整備した後、利用定員を減ずる場合、国の承諾が必要となることがありますので、同様に、できる限り早期に必ず事前相談を行ってください。

なお、県障害福祉課が所管する障害福祉施設等の整備に係る補助金等以外の補助金等に係る財産処分等については、各補助金等交付元にお問い合わせください。

<問い合わせ先>

1 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金（障害者自立支援基盤整備事業費）

概要	交付元	電話番号
障害者地域作業所が新体系サービスに移行した際の改修工事費等に対する補助	障害福祉課 社会参加推進グループ	045(210)4709
相談支援事業所等の改修工事費等に対する補助	障害福祉課 地域生活支援グループ	045(210)4713
上記以外の改修工事費等に対する補助	障害福祉課 施設指導グループ	045(210)4724

2 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金（移行定着支援事業）

概要	交付元	電話番号
小規模作業所等が新体系サービスに移行した際に、新たな事務処理等を定着させるために要した経費に対する補助	障害福祉課 社会参加推進グループ	045(210)4709

3 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金（相談支援体制整備特別支援事業）

概要	交付元	電話番号
相談支援事業、ピアサポートに関する事業の実施や居住サポート事業の立ち上げに要した経費等に対する補助	障害福祉課 地域生活支援グループ	045(210)4713

4 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金（障害者自立支援法施行特別対策事業費）

概要	交付元	電話番号
既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレにオストメイト対応トイレ設備の整備に要した経費に対する補助	障害福祉課 事業支援グループ	045(210)4717

5 障害者就労訓練設備等整備事業補助金

概要	交付元	電話番号
施設及び小規模作業所が、新体系サービスに移行した際に、就労訓練設備等の整備に必要とした経費に対する補助	障害福祉課 社会参加推進グループ	045(210)4709

※ 上記1～5以外の施設の整備、耐震化、スプリンクラー整備等に対する補助金については、障害福祉課施設指導グループ（045-210-4724）にお問い合わせください。

補助金等に係る財産処分等について

日中一時支援事業の委託等を行う場合等に御注意ください

県の補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（不動産、機械及び器具等）について、処分の制限期間内に、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄するという処分（以下「財産処分」という。）を行おうとする場合には「補助金の交付等に関する規則」第17条に基づき、事前に、知事の承認を受ける必要があります。

また、国庫補助金等とあわせて県補助金等が交付されている場合、県は、国の承認等を確認後、承認等を行うこととなりますが、国への申請後、承認を得るまでに、6か月以上かかった事例がありました。

【参考：厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分の承認基準（概要）】

地方公共団体以外の者の場合

- A (1) 10年経過後の厚生労働行政関連事業等への転用、無償譲渡等
 [厚生労働行政関連事業のほか、幼稚園などの関連事業への転用、無償譲渡等
 国又は地方公共団体への無償譲渡等]
 (2) 災害等による取壊し等

○ 国庫納付不要
 ※ (1)は、承認後10年間は処分制限あり。
 ※ (2)は、報告によるみなし承認。

- B (1) 10年経過後の厚生労働行政関連事業等以外への転用、無償譲渡等
 (2) 10年経過前の転用、無償譲渡等
 (3) 有償譲渡等

○ 国庫納付を条件に承認

【納付金の額】

① 10年経過後の有償譲渡等（厚生労働行政関連事業等に使用の場合）

$$\text{譲渡額} (\times 2) \times \frac{\text{国庫補助額}}{\text{総事業費}}$$

※1 ②の額を上限額とする。
 ※2 譲渡額が評価額に比して著しく低価な場合には、評価額。

② 10年経過前の転用、無償譲渡、有償譲渡等
 10年経過後の有償譲渡等（厚生労働行政関連事業等以外に使用の場合）

$$\text{国庫補助額} \times \frac{\text{残存年数}}{\text{処分制限期間}}$$

(注1) 地域再生法に基づく認定地域再生計画に係る財産処分については、手続不要。
 (注2) A (1)、B①の財産処分は、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提に行われるもの。
 (注3) 10年経過前でも、次の場合については、国庫納付不要。
 ・市町村合併、地域再生等に伴う厚生労働関連事業等への転用、無償譲渡等（個別に認めた場合）
 ・同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡等
 ・やむを得ない取壊し等
 (注4) 10年経過前の有償譲渡等でも、次の場合には、①の算定式を使用。
 ・市町村合併、地域再生等に伴う厚生労働関連事業等に使用する場合（個別に認めたもの）
 ・同一事業を10年以上継続する場合

<九州厚生局HP掲載資料>

- ※詳細は、九州厚生局HP参照
 ホーム > 業務内容
 > 健康福祉課
 > 地方厚生局に委任された補助金の交付等に関する業務
 > 厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準

【注意】
 (独) 福祉医療機構等に対する担保提供について
 社会福祉法人定款準則では、(独) 福祉医療機構等に対して基本財産を担保に供する場合、所轄庁の承認は必要としないされていますが、これは、社会福祉法等に基づくものであり、補助金適正化法に基づく財産処分の手続きは、別途必要となりますので、御注意ください。

財産処分を行おうとする場合には、施設等の利用者等への配慮を十分行い、対象の財産に補助等を行った地元市町村等に相談した上で、できる限り早期に、必ず交付決定通知又は裏面に記載の問い合わせ先に事前相談を行ってください。

また、補助を受けて整備した後、利用定員を減ずる場合、国の承諾が必要となる場合がありますので、同様に、できる限り早期に必ず事前相談を行ってください。

なお、県障害福祉課が所管する障害福祉施設等の整備に係る補助金等以外の補助金等に係る財産処分等については、各補助金等交付元にお問い合わせください。

<問い合わせ先>

1 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金（障害者自立支援基盤整備事業費）

概要	交付元	電話番号
障害者地域作業所が新体系サービスに移行した際の改修工事費等に対する補助	障害福祉課 社会参加推進グループ	045(210)4709
相談支援事業所等の改修工事費等に対する補助	障害福祉課 地域生活支援グループ	045(210)4713
上記以外の改修工事費等に対する補助	障害福祉課 施設指導グループ	045(210)4724

2 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金（移行定着支援事業）

概要	交付元	電話番号
小規模作業所等が新体系サービスに移行した際に、新たな事務処理等を定着させるために要した経費に対する補助	障害福祉課 社会参加推進グループ	045(210)4709

3 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金（相談支援体制整備特別支援事業）

概要	交付元	電話番号
相談支援事業、ピアサポートに関する事業の実施や居住サポート事業の立ち上げに要した経費等に対する補助	障害福祉課 地域生活支援グループ	045(210)4713

4 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金（障害者自立支援法施行特別対策事業費）

概要	交付元	電話番号
既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレにオストメイト対応トイレ設備の整備に要した経費に対する補助	障害福祉課 事業支援グループ	045(210)4717

5 障害者就労訓練設備等整備事業補助金

概要	交付元	電話番号
施設及び小規模作業所が、新体系サービスに移行した際に、就労訓練設備等の整備に必要とした経費に対する補助	障害福祉課 社会参加推進グループ	045(210)4709

※ 上記1～5以外の施設の整備、耐震化、スプリンクラー整備等に対する補助金については、障害福祉課施設指導グループ（045-210-4724）にお問い合わせください。